風が吹けば桶屋が…　FAX INFORMATION　Vol.296　2021 / 4 月号

ハクションレター

FROM ユアブレーン　尾上会計事務所

旨すぎる話にはご用心を！

つい先日の３月中旬に、国内の生命保険業界に、あるニュースが駆け巡りました。国税庁が、法人契約の定期保険について、法人から個人に名義変更した際の時価評価額の見直しの検討を開始するというニュースでした。「国税庁は特定のケースにおける定期保険の課税方法の見直しを検討中」というタイトルで、ネット上も賑わいました。

法人契約の定期保険には、契約当初数年間の解約返戻率が低く抑えられた保険商品があります。この解約返戻率の低さを利用して、解約返戻率の低い段階で保険を法人から個人に名義変更し、法人の資産を個人へ移転するという行為が行われてきました。

そのイメージを図で表すと、右図の通りです。
現在のルールでは、名義変更する際の「譲渡価額」は、保険の「時価評価額（解約返戻金相当額）」となりますので、それが低く抑えられた安い時に保険を法人から個人に名義変更し、そして個人はいくらか保険料を払って保険を継続した後に、急に解約返戻率が上がってから解約すると、会社の資産が「上手に」個人に移行することになるのです。

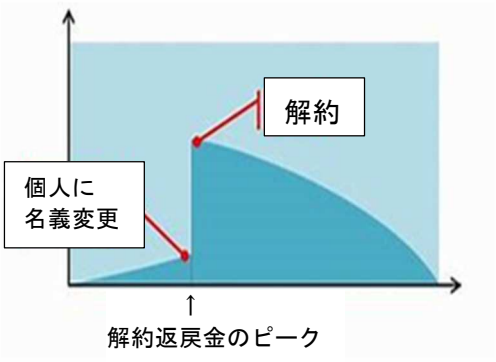

今回、国税庁はこの課税回避とも言える仕組みにメスを入れ、新たな課税手法を導入して、法人から個人に名義変更する際の時価評価額を高くするようです。このルール変更により、「払う税金を抑えて会社の資産を経営者個人へ『お得に』移せますよ！」と勧められて、安易に加入した中小企業経営者らは思惑が外れることになったかもしれません。

しかしそもそもですが、たとえば法人が保険料 1,000 万円払って掛けてきた契約を、個人が 200 万円で買い取り、追加で 100 万円を払ったら、いきなりそれが 1,000 万円に化けて少ない税金で受け取れるなんていう旨すぎる仕組みは、たとえ現在のルール上そうであったとしても、そのままずっと認められる保証はどこにもないわけです。

今回、生命保険を使った課税の「抜け道」が、国税庁がルールを見直すことで穴が塞がれてしまうわけですが、そもそも論で「おいしい話」には、その話に旨みがあればあるほどリスクが高くなるということをご理解いただき、知り合いの代理店からのご提案があった場合には、よくご検討いただければと思います。

ちなみに、近頃は「節税」と称した生命保険の提案も禁止されております。そのような提案があった際にもご注意下さい。

ユアブレーン 尾上会計事務所　〒670-0952 姫路市南条527番地1　TEL 079-288-3811 FAX 079-288-0997
URL http://www.onoe-kaikei.com　E-mail info@onoe-kaikei.com

ハクションレター
FAX INFORMATION
Vol.296　2021 / 4 月号
FROM ユアブレーン　尾上会計事務所

情報

なぜ金持ち会社は節税しないのか？

― 近藤　学(著)　株式会社九天社(発行所) ―

最近読んだ本の内容を少し紹介させていただきます。

節税にも「お金を使わない節税」と「お金を使う節税」があります。さらに分けると下記の４タイプに分類されます。

❑タイプ１：お金を使わずに税金の支払いが永久に免除される

これは経営者にとってはベストの節税対策です。

・中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
・試験研究を行った場合の法人税額の特別控除　など

❑タイプ２：お金を使わず税金の支払いが将来に繰り延べられる

翌事業年度以降に影響がでる可能性もありますが、条件さえ整えば有効な節税対策です。

・業績のよい事業年度に決算賞与を未払計上する
・締め後の給料を未払計上する　など

❑タイプ３：お金を使って税金の支払が永久に免除される

基本的にお金を使えば利益を圧縮することが可能です。必要な消耗品を購入する、福利厚生のために社員旅行に行く、設備投資を行うなど。

❑タイプ４：お金を使って税金を将来に繰り延べる

短期前払費用という課税の特例を利用した節税対策がよく利用されます。

本来、費用というのはその事業年度に対応する部分だけが損金として認められますが、特例として支払った日から１年以内に提供を受ける役務に係る支払であれば、前払いをしていても支払時点で損金として認められるというものです。

例えば、利益の出ている年度終わりに翌１年分の家賃を前払いすると、結果的に最大 24 か月分の家賃を今期の損金とすることができます。

結局なぜ金持ち会社は、お金を使うタイプの節税をしないのか？

例えば、お金を使わないタイプの節税をやりつくした後に、まだ利益が 1,000 万円残っているとします。さらにお金を使って 1,000 万円分の費用を支出したり、資産を購入すれば、手元には１円も残りません。また、1,000 万円の資産を購入したとしても、300 万円しか減価償却できない場合は、(1,000 万円－300 万円)×税率分の納付が必要になります。

資金という観点で考えると、お金を使うタイプの節税を思いとどまった方が会社にお金を残すことができます。お金を使う節税をするのであれば、会社から消えたお金の価値を、将来的に手に入れなければなりません。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。　ユアブレーン 尾上会計事務所 宛　**FAX 079-288-0997**

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿　TEL＿＿＿＿＿＿＿＿　FAX＿＿＿＿＿＿＿＿

ハクションレター
FAX INFORMATION
Vol.296　2021 / 4 月号
FROM ユアブレーン　尾上会計事務所

情報

お客様情報

P3

『天晴水産　きりん』グランフェスタにリニューアルオープン！

令和２年 11 月１日、「天晴水産 きりん」がグランフェスタにリニューアルオープンしました。

５０年以上卸売市場で卸売業を営む「天晴水産株式会社」様の直営店です。

昼はしらす丼や海鮮丼などを楽しめる海鮮食堂。夜は前獲れの魚をあてにお酒を楽しめる海鮮居酒屋となっています。

店内はカウンター席を設け、お一人様でも楽しめるようになりました。

ぜひ新鮮な前獲れの魚をご堪能下さい

安くておいしい魚を
食べに来てください！

店名：天晴水産 きりん
場所：兵庫県姫路市駅南町 188-1
　　フェスタビル B1F グランフェスタ６番街
ご予約：079-262-6780

イーグレひめじの新たな魅力「しろみエール」がオープンしました

「しろみエール」は、イーグレひめじ２階にあるイベントレンタルスペースです。姫路城が見える開放感のあるロケーションで、展示会や研修、ワークショップ等、ぜひご利用ください。

キャンプスペースにはハンモックやテントが置いてありますので、待ち合わせ場所やちょっとした休憩場所としてもご利用いただけます。

また「しろみエール」では、５月１日(土)・２日(日)の『しろみエールｄｅマルシェ・ワークショップ』の開催にあたり、ただいま出店者様を募集しております。詳しくは「しろみエール」の HP をご覧ください。

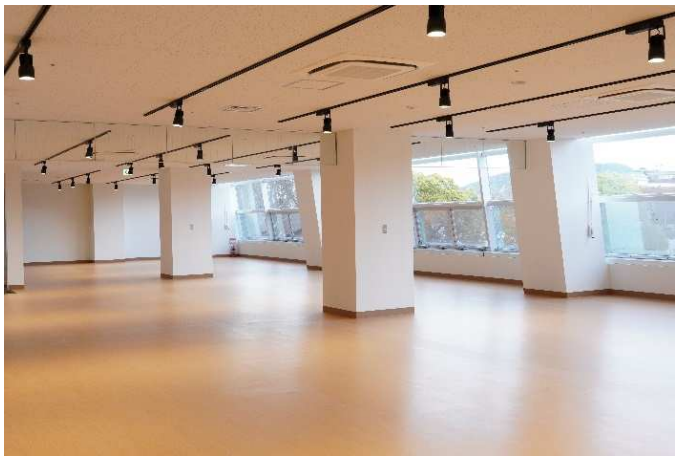

ＨＰ　：https://shiromi-yell.com/
ＴＥＬ：079-263-7340

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 今後希望しない

ユアブレーン 尾上会計事務所 宛　**FAX 079-288-0997**

会社名　　TEL　　FAX

大和ハウス工業が立地特性に合わせた様々な活用法をトータルサポートします。

駅前立地	市街地立地	郊外立地
駅前や駅近の立地なら、効率的な土地の活用方法として、「ビジネスホテル」や「賃貸マンション」「商業施設」などでの活用をおすすめします。	幹線道路沿いにある、もしくは住宅地内にあるなどの利便性の高い好立地の市街地なら、地域貢献にもつながる「賃貸住宅」や「高齢者用施設」などでの活用をおすすめします。	幹線道路沿いやインターチェンジ近くなどの立地であれば、「ロードサイド店舗」「大型商業施設」「物流施設」や「ショールーム」などの活用をおすすめします

１.土地活用を検討したい
２.老朽建物の建替えを検討したい
３.借地を検討したい
４.収益物件の購入を検討したい
５.土地を売却したい・購入したい
６.遺産分割で土地を売却したい
７.相続した不動産を処分したい

上記のようなご相談をお待ちしております

お名前	
ご住所	
土地・建物所在地	

尾上会計事務所と大和ハウス工業は業務協定しております。
まずは尾上会計事務所までお問合せください。